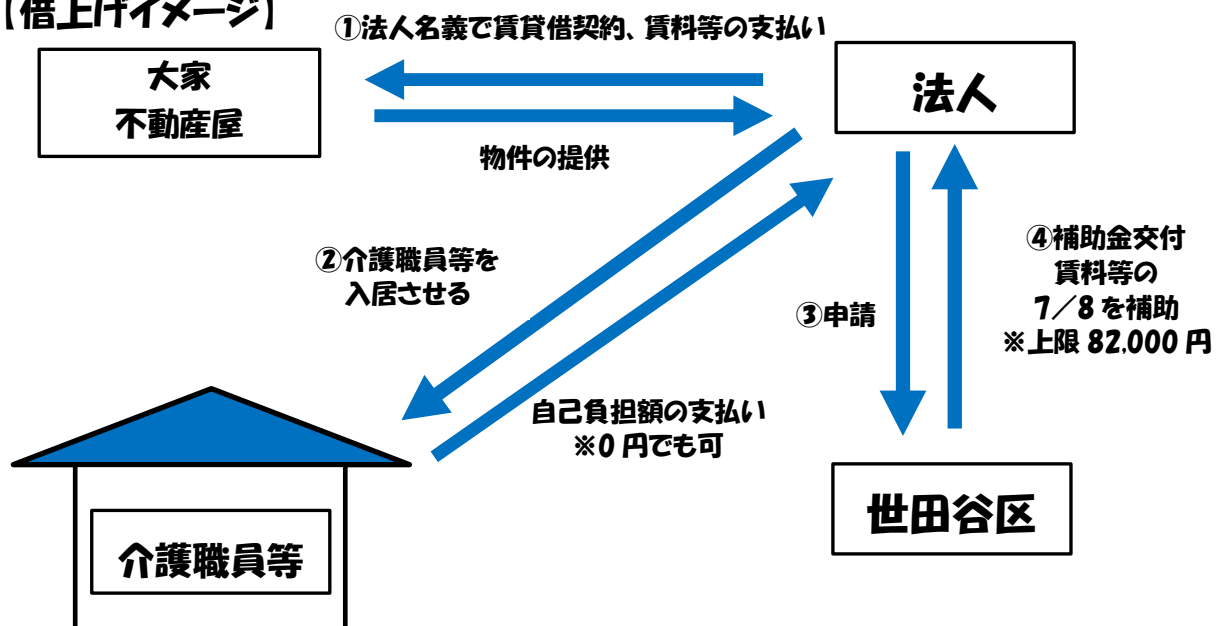


宿舎借り上げ支援事業とは？

介護人材の確保・定着を目的とし、法人名義で賃貸借契約を結び、介護職員等の方のお住まいを確保した場合、区がその費用の7/8助成(上限あり)するという事業です。

【借上げイメージ】



【手続きの流れ】 ①法人名義で賃貸借契約 ②介護職員等を入居させる(通年・賃料等の支払い)
③法人から世田谷区へ申請(申請書) ④世田谷区から交付決定・支払い
世田谷区からの補助金交付は、3月～4月を予定しています。

よくいただく質問

- ・外国籍の方も対象ですか → 対象になります
 - ・シェアハウスも対象ですか → 居住者が住宅手当を支給をされていなければ、対象になります
 - ・非常勤職員も対象ですか → 常勤職員の半分の勤務時間に達していれば、対象になります
 - ・家族と同居していても対象ですか → 同居家族が住宅手当を支給されていなければ、対象になります
 - ・宿舎として1棟借り上げる必要がありますか → 1部屋でも対象になります
- その他、詳しくは別紙Q&Aをご確認ください。

検討材料にしたい、話だけ聞きたいでも構いませんので、ご興味ございましたら、世田谷区高齢福祉部高齢福祉課(03-5432-2397)へ連絡ください。